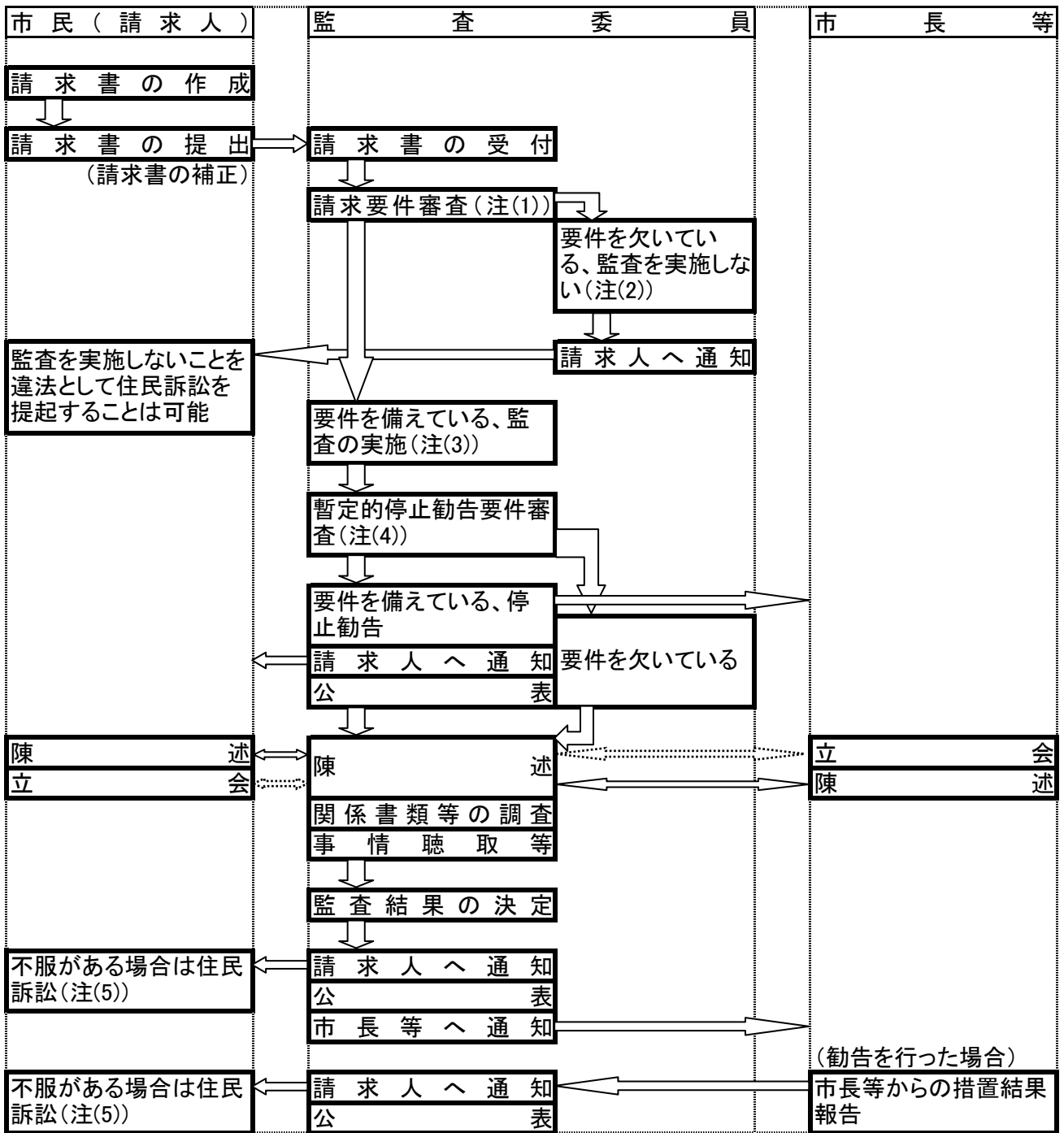


住民監査請求の手続図



注(1) 要件審査とは、監査請求の対象事項が市の財務会計上の行為であるか否か、請求人の住所要件等について行います。

(2) 「監査を実施しない」は、訴訟上の「却下」に該当します。

(3) 監査委員の監査及び勧告は、請求のあった日から60日以内に行わねばなりません。(地方自治法第242条第4項)

(4) 停止勧告をする場合は、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、回復困難な損害を避けるため緊急の必要があるなどの要件が必要です。

(5) 住民訴訟については、請求人へ通知があった日から30日以内に提起できます。(地方自治法第242条の2)